

(1) 目的

ぐんま緑の県民税の第Ⅲ期の基本方針について、広く県民の意見を求めるため。

(2) 実施期間

令和4年12月28日～令和5年1月30日

(3) 実施結果

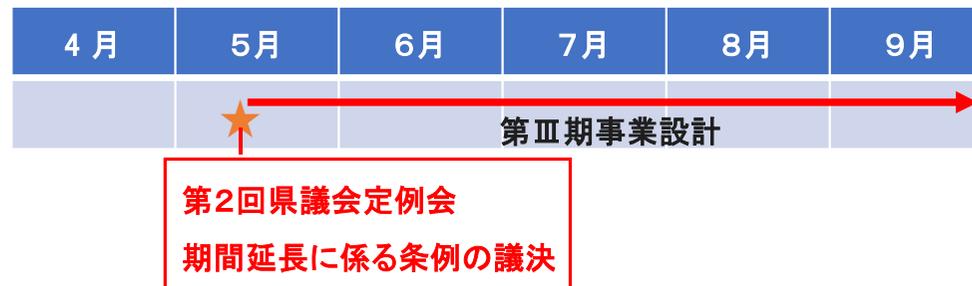
意見の合計9件（内訳：徴税の継続を前提とした意見8件、制度には賛成で徴税に反対意見1件）

(4) パブリックコメントを受けた対応について

継続への賛成意見が多数であり、基本方針を見直す意見がなかったことから第Ⅲ期を継続する手続きを進める。

(5) 今後のスケジュール

第Ⅲ期を継続する場合は、「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」の課税期間を延期しなければならぬことから、群馬県議会の令和5年度第2回定例会において期間延長の議決を得る必要がある。



ぐんま緑の県民税 第Ⅲ期のあり方について

第Ⅲ期のあり方については、現在の基本方針(以下の目指すべき目標等)を継続とする

目指すべき目標

- ◆豊かな水を育み、災害に強い森林づくり
- ◆里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造

課税期間	5年（第Ⅲ期:令和6年～令和10年）	
税額(率)	個人:年間700円 法人:県民税均等割額の7%相当額	
税収見込額	約8.5億円(年額) (個人:約6.8億円 法人:約1.7億円)	
事業計画案	事業内容	年間計画 (単位:億円)
	①経営の成り立たたず放置された森林の整備	5.9
	②地域の課題解決のため市町村への補助	2.4
	③森林環境教育・森林ボランティアの支援	0.1
	④普及啓発・事業の透明性の確保	0.1

評価検証委員の主な意見

「ぐんま緑の県民税」今後のあり方(素案)について、評価検証委員より16件の意見が提出された。

継続の賛否	評価検証委員の主な意見
肯定意見	・ぐんま緑の県民税とその取組の周知に努めること
	・ぐんま緑の県民税と森林環境譲与税の目的および活用の方向性の周知に努めること
	・森林整備の方針と評価手法を検討すること
反対意見	・なし

継続へ向けた意見が多数

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 (評価検証委員会)

No.	意見の概要 (趣旨を捉え集約したもの)	意見に対する考え方(対応など)
1	<p>税の認知度、特にその用途まで理解している県民の割合は大変低く、大きな課題といえる。森林環境教育を通じて県土を守る森林の重要な機能とその大きな恩恵について、県民とコミュニケーションをもつ場を増やす活動は強化すべき施策といえる。</p>	
2	<p>制度の継続には県民の理解が不可欠であるが、県民アンケートの結果、ぐんま緑の県民税を全く知らない人が63%となっており認知度を上げる必要がある。 また、これから森林を引き継いでいく若い人達に森林への理解と関心を持ってもらうため森林環境教育への支援が重要である。</p>	
3	<p>HP、情報誌、体験会の開催、広告媒体を活用した普及啓発では、興味のある人以外には届きにくい。 広く理解を求めるには県内中学生を対象とした授業に父兄が参加するイベントを実施するなど「ぐんま緑の県民税」を知る機会を作り継続していくなどしてはどうか。</p>	
4	<p>県民アンケートを見るとぐんま緑の県民税の認知度が低いのは問題である。 大切な税金なのでしっかりと周知してもらえよう努力する必要があると思う。</p>	<p>関係各課及び市町村と連携し、イベントや市町村広報誌等を活用し、県民の皆様や企業へ向けて事業のPRを実施します。また引き続き、継続への理解を得られるよう効果的なPR方法を検討します。</p>
5	<p>様々な状況の変化に対応しながら、ぐんま緑の県民税が有効に使われるよう、全県下で取り組みが進めばと思う。</p>	
6	<p>納税額について、県民への十分な説明と理解を求めた上で県民税の継続に賛成する。</p>	
7	<p>アンケート結果でぐんま緑の県民税の認知度が低い。 制度運営の事業内容で市町村提案型事業においては、広報誌(紙)やHPへの掲載を条件とする等の県の取組に限らず記載してはどうか。</p>	
8	<p>里山・平地林の整備では、高齢のコナラ林・竹林ともに問題になる前に対処をすることが必要である。できる限り早急に整備方針を県が主導で策定することも考えて、マニュアル作成のために検討を進めてほしい。</p>	
9	<p>県民アンケートより、80%以上が森林の「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」に期待している。 事業の森林整備により、具体的にどのくらいの量のCO2吸収効果を増進できたのか、量的な評価をおこなってみるのも良いと思う。 また吸収源対策として森林の公有林化を積極的に進めてはどうか。</p>	<p>今後の検討課題とします。</p>

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 (評価検証委員会)

No.	意見の概要 (趣旨を捉え集約したもの)	意見に対する考え方(対応など)
10	コナラ林や竹林の多くは斜面状況により崩壊しやすいので林相転換が必要である。伐採だけでは解決にならないことを示して、今後の予算確保への動機としてほしい。	森林・竹林の全伐後については、植栽を実施し管理していくこととしています。引き続き、適正な管理をしていきます。
11	ぐんま緑の県民税による整備後のビジョンが不明確であるため、具体的な整備後の森林のあり方を示すための研究資料が必要ではないか。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 なお、群馬県林業試験場により、間伐の実施による事業効果の検証を進めています。
12	条件不利地の多くは森林環境譲与税の対象となる不採算林とも重なる。森林環境譲与税を活用して、間伐材を活用するためにも、市町村を超えて、県が率先して条件不利地の整備ができる「ぐんま緑の県民税」が必要であると思う。つまり、森林環境譲与税でできないことを「ぐんま緑の県民税」ですするという方向性を示していただきたいと思う。	条件不利地以外の不採算林については、森林経営管理制度の推進により森林環境譲与税を活用し整備を進めます。 一方で、条件不利地については、ぐんま緑の県民税を活用し整備を進めます。
13	「はじめに」の部分に、国では森林環境税を導入し、令和6年度から全国民に課税されるものの、ぐんま緑の県民税は群馬県独自の森林環境を整備し保全するための仕組みであることを明記すべきで、国の森林環境税とは別のものであるということをお客様の皆様に説明すべきではないか。 国の取り組みについては、本文中に出ています、「はじめに」で明記すべきことと思えます。	ご意見をいただいたとおり、県民への周知は必要と考えます。 令和6年度より始まる森林環境税の徴収に関して、本文「第7 今後の「ぐんま緑の県民税」のあり方」に記載がありますが、本文「はじめに」明記するとともに、両税の目的・役割の周知を図ります。
14	森林ボランティア活動の推進においては、NPO・ボランティアサロンぐんまや市町村域中間支援センターへの情報提供や連携があると、効果が高まるのではないかと。 ボランティア・NPOとの協働においては、群馬県協働の指針を反映して推進してはどうか。	いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
15	山村地域に暮らす人だけではなく町に暮らす人にも身近な事と捉えてもらうために、本文P33「第4 社会情勢の変化と現状の課題」の内容をもう少し詳しく具体的に取り上げられたらいいのではないかと。 特に森林に求められる機能の多様化は都市に暮らす人にも新しい森林空間利用として身近に感じられる項目ではないかと。	平野部に暮らす県民の皆様にも、森林環境を身近なものとして捉えてもらうため、森林環境教育の活用に努めます。
16	市町村が主体となる森林経営管理制度は現状において大変有効な方法だと思いますが、これ以上放置森林を増やさないためにも、県内産の木材がもっと使われるようになる仕組みも作る必要があるのではないかと。 木材住宅への補助等の取組も良いのではないかと。	いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 (パブリックコメント)

No.	意見の概要 (趣旨を集約したもの)	意見に対する考え方
1	<p>森林の公益的機能について、「林野庁公共事業における事前評価マニュアル」にて、評価額を算定している。このマニュアルで使われている数値は1979年、1987年の著書による。当時と現在では森林の状況及び気象状況が著しく変化している。また、当時と現在では森林整備の状況も全く異なっている。</p> <p>このような状況を鑑み、ぐんま緑の県民税を利用して、森林整備を行った場合、行わなかった場合の流出係数、貯留率などを計測検証してはどうか。</p>	<p>事業の透明性の確保の観点から評価額の算定については、客観性があり森林分野で広く活用されている「林野庁公共事業における事前評価マニュアル」を根拠に評価しています。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>条件不利地森林整備事業において、SDGsの観点から林地残材として現場に残すことなく、何らかの形で最大限搬出、利用できるよう検討をしてもらいたい。</p>	<p>ぐんま緑の県民税で整備すべき森林の目標面積を10,000haとしており、第Ⅱ期終了時点で全体の約3分の2の整備が完了する見込みです。</p> <p>第Ⅲ期については、ぐんま緑の県民税の目指すべき目標である「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」を実現するため、残りの森林を整備することに集中投資をすることが必要と考えています。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>通行の支障となる道路脇の樹木の伐採を実施してもらいたい。</p>	<p>民地における道路への支障木の伐採は、緊急の場合を除き、立木の所有者の対応となります。道路の管理の範囲の支障木の伐採は、道路管理者の対応となります。</p>
4	<p>森林の中にある農道を調査・確認し、林道としても活用できるよう整備してほしい。</p>	<p>管理者が整備することが適切と考えています。</p>
5	<p>森林整備が遅れているため、ぐんま緑の県民税制度を継続し市町村提案型事業を積極的に実施してもらいたい。</p> <p>個人で年額1000円、法人の県民税均等額の8%相当額を提案します。</p>	<p>ぐんま緑の県民税制度については、継続に向けて取り組んでいます。森林整備については、ぐんま緑の県民税の目指すべき目標を達成するため、水源地域等の森林整備及び市町村提案型事業により、引き続き整備を進めていきます。</p> <p>税額(税率)については、社会・経済情勢等を踏まえ、目指すべき目標を達成するため、計画的に整備を進めるための経費をもとに算出しております。</p>
6	<p>山肌に太陽光パネルがあるのを見かけるが法律で禁止した方がよいのではないかな。</p>	<p>森林の開発については、森林法に規定される、「林地開発許可制度」により森林の機能を維持しながら秩序ある開発をおこなうよう、規制をしています。</p>
7	<p>「温室効果ガス排出量ゼロ」を宣言しているが、(二酸化炭素は)植物、木々、生物には必要である。矛盾しているのではないかな。</p>	<p>2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2「温室効果ガス排出量ゼロ」は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「人為的な排出量」と、植林、森林管理などによる「吸収量」の合計を実質的にゼロにするというカーボンニュートラルの考え方を意味しており、植物や木々等に必要な量までを削減するものではありません。</p> <p>引き続き、二酸化炭素吸収源対策として、ぐんま緑の県民税による森林整備を進めていきます。</p>
8	<p>がけ下に住宅がある箇所は十分注意するように市町村に指導をしてもらいたい。</p>	<p>市町村と連携し、適切な整備に努めます。</p>
9	<p>広く県民全体から徴収するならば、一般財源から出すのが当然であると思う。</p> <p>また課税期間が過ぎたら繰り返し課税期間を延長し、税を徴収するのもおかしいと思う。これから言っても一般の予算に組み入れるべきである。</p> <p>また、令和6年度から森林環境税の徴収が始まるが、二重に徴収することになる。このことに黙ったまま徴収するのも問題である。</p> <p>これらのことからぐんま緑の県民税の継続に反対します。</p>	<p>ぐんま緑の県民税は、既存の一般財源による事業では対応できなかった課題を解決するための施策に使うことを基本としています。</p> <p>また、令和6年度より始まる森林環境税の徴収に関して、本文「第7 今後の「ぐんま緑の県民税」のあり方」に記載がありますが、本文「はじめに」に明記するとともに、両税の目的・役割の周知を図ります。</p>

主な改正内容

No.	箇所	分類	内容
1	P1 はじめに	改正	No.9の意見を踏まえ、「はじめに」に令和6年度から森林環境税が施行される旨の説明を明記しました。
2	P18 表8-2 P54 委員任期	改正	一部記載に誤植がありましたので修正しました。